

平成 23 年 11 月 1 日

関係人 各位

更生会社株式会社武富士
管財人 小 畑 英 一

更生手続・弁済に関する Q & A

平成 23 年 7 月 15 日に東京地方裁判所に提出いたしました更生計画案が、書面投票による決議の結果、多数の債権者の皆様のご賛同(更生担保権者の 100%、更生債権者の 85.43%)を得て可決され、10 月 31 日付で東京地方裁判所は更生計画認可決定を行いました。

これを受けて、今後の手続に関して想定される質問及び回答を作成いたしましたので、ご確認いただきたく存じます。

1. 今後の更生手続についてのご質問と回答

Q01 今後の更生手続の進行はどうなるのか。

A01 平成 23 年 10 月 31 日付けで更生計画認可決定を受けました。

更生計画は、認可決定と同時に効力を生じますので、更生計画に定めた弁済等の手続に入ります。また、更生計画に基づき会社分割を行い、A&P Financial.Co.,Ltd.グループのアプロ株式会社に消費者金融事業を承継させ、同グループのもとで事業の再建を図ります。

Q02 今から債権届出をすることはできないのか。

A02 本更生計画案については、平成 23 年 7 月 22 日付けで決議に付する決定(「付議決定」会社更生法 189 条 1 項)がなされております。法律上、付議決定後は、債権の届出を行うことができません(同法 139 条 4 項)。

Q03 届出をしなかった更生債権、更生担保権はどうなるのか。

A03 届出のなかった更生債権、更生担保権は、更生計画認可決定により権利が失われます(会社更生法 204 条 1 項)。

2. 弁済手続についてのご質問と回答

Q04 第1回弁済は、いつ頃に行われるのか。

A04 平成23年12月中旬ごろに開始できる見込みです。

なお、極めて多数の債権者の皆様に順次弁済することとなるため、弁済の実施まで時間を要する場合もございますが、できるだけ速やかに弁済を進め、遅くとも更生計画に定められた弁済期限（更生計画認可決定から1年を経過する日の属する月の末日）までには弁済を完了させる予定です。また、権利関係が確定していない債権者の皆様には、権利が確定した後に弁済することになります。

Q05 弁済のために必要となる手続を教えてください。

A05 債権者の皆様にお送りした更生計画案に同封しております「弁済受領口座指定書」の提出が必要となります。提出を頂いていない方は、振込先を記載し、押印のうえ「東京都新宿区西新宿八丁目15番1号 更生会社株式会社武富士 管財人 小畑英一」宛にお早めに返送してください。ご返送いただいた方から、順次、弁済の準備を進めて参ります。

なお、振込事務手続の円滑化のため、預金通帳の写し（口座名義、口座番号が記載されている部分）を同封して頂きますようお願いいたします。

Q06 更生計画案について投票をしなかったが、弁済はされるのか。

A06 投票の有無にかかわらず弁済は行われます。

投票を行われなかった方も更生計画案に同封いたしました「弁済受領口座指定書」をお早めにご返送ください。

Q07 更生計画案について反対をしたが、弁済はされるのか。

A07 投票内容（同意・不同意）にかかわらず弁済は行われます。

「弁済受領口座指定書」のご返送が未了の場合には、お早めをお願いいたします。

Q08 弁済金が少ないので、更生債権を放棄したい、わずらわしいので更生手続から外してほしい。

A08 放棄の手続についてご案内いたしますので、お手数ですが本社コールセンターまでご連絡ください。

なお、「弁済受領口座指定書」のご提出をいただかず、放棄のために必要な手続をおとりいただけない場合には、今後も電話、お手紙等で弁済のためのご案内をさせて頂く可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

Q09 現時点における第2回弁済の見込みについて教えて欲しい。

A09 第2回の弁済は、第1回弁済時点で売却が未了であった資産の売却代金、法人税の還付請求による還付金、証券会社への損害賠償請求訴訟による賠償金、旧役員への損害賠償請求による賠償金、創業家大株主等への配当金返還請求による返還金等を原資として行われます。

更生会社が保有する資産については、鋭意売却を進めております。

法人税の還付請求については、既に国税当局に対して更正の請求を行っており、更正の請求が認められない場合には、審査請求及び訴訟提起をする予定です。

証券会社への損害賠償請求については、訴訟手続を進めております。

旧役員への損害賠償請求及び創業家大株主等への配当金返還請求については、平成23年10月5日付けリリースのとおり、既に訴訟提起を行っております。

これらの訴訟等が終了するまでには相当の期間を要する見込みであり、第2回弁済が実施される場合の弁済時期は未定です。弁済の実施が確定した場合には、債権者の皆様にご通知申し上げます。管財人として第2回弁済の実現のため引き続き努力をして参ります。

3. 会社分割等

Q10 会社分割は、いつなされる予定か。

A10 平成23年12月1日を予定しております。

Q11 会社分割後、現在の武富士はどうなるのか。

A11 更生計画に基づき会社分割を行い、A&P Financial.Co.,Ltd.グループのアプロ株式会社へ消費者金融事業を承継させ、同グループのもとで事業の再建を図ります。

一方、会社分割後の更生会社は、資産の売却や係属中の訴訟の遂行など第2回弁済原資の確保に努めるとともに債権者の皆様に対する弁済の実施などを行い、更生計画を遂行します。

なお、会社分割後の商号は「TFK株式会社」となります。

Q12 武富士の株主だが、保有している株式はどうなるのか。

A12 更生計画及び裁判所の許可に基づき、更生計画認可決定日に発行済株式の全てを無償で取得し、同時にその自己株式全てを消却致しますので、株主の地位は失われることとなります。

以 上